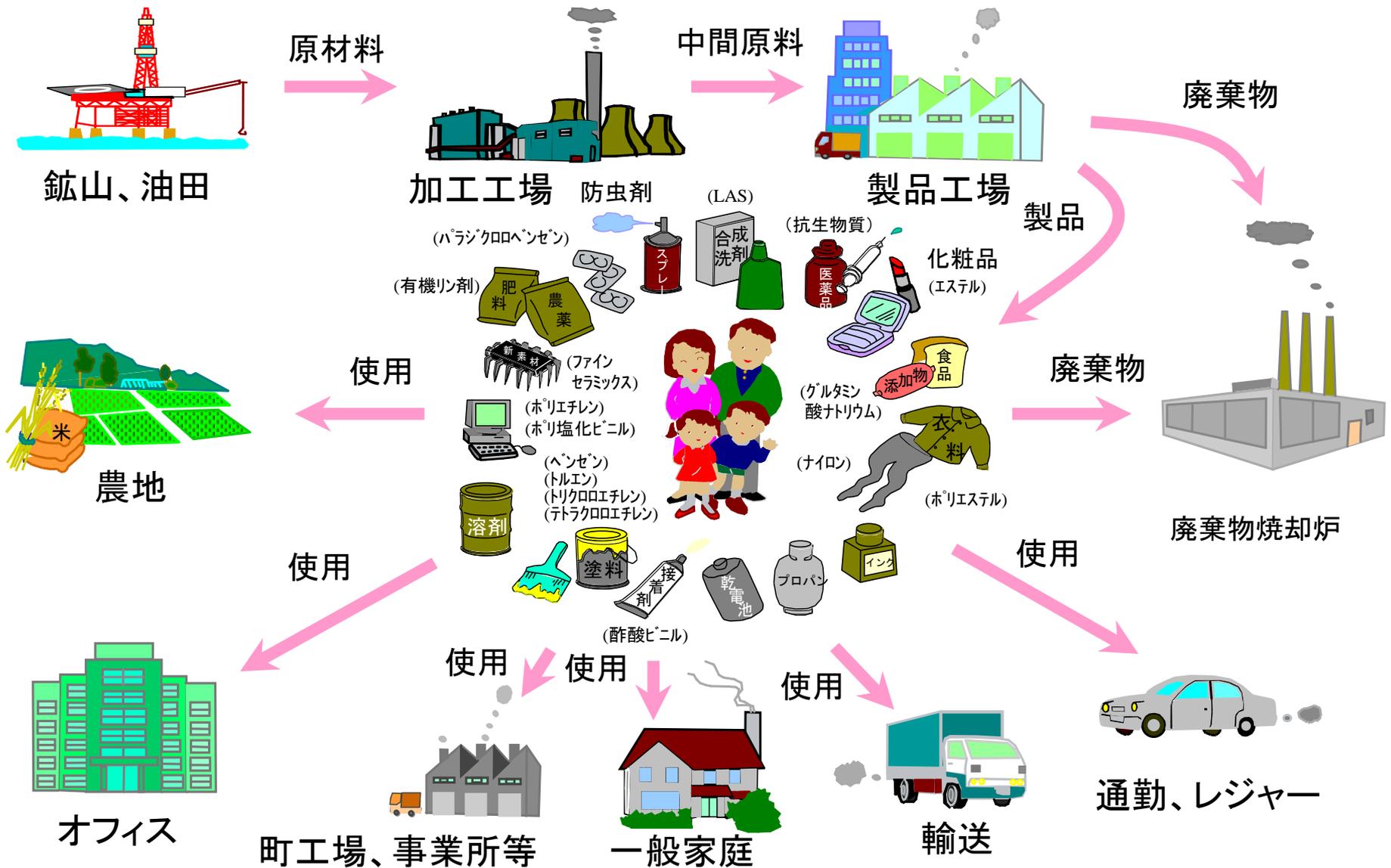


「特定化学物質の環境への排出量の把握 等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法、 化管法)」の概要

— PRTR制度を中心に —

熊本県・熊本市

現代生活に欠かせない化学物質



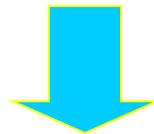
法律制定の背景

- 様々な化学物質の使用→汚染の懸念
 - 環境規制法による規制 →限定的
 - 有害性（ハザード）はわかるが、環境へ出た場合のリスクが不明な数多くの物質
- 新たな手法が必要

法律の目的

1999年(平成11年)7月
「化学物質排出把握管理促進法」制定

事業者及び国民の理解の下に、PRTR制度及び
SDS制度を導入



化管法第1条(目的)

- ・事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進
- ・環境の保全上の支障を未然に防止

法律の構成

第1章 総則

第2章 第一種指定化学物質の排出量等の把握
(PRTR制度)

第3章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等
(SDS制度)

第4章 雑則

第5章 罰則

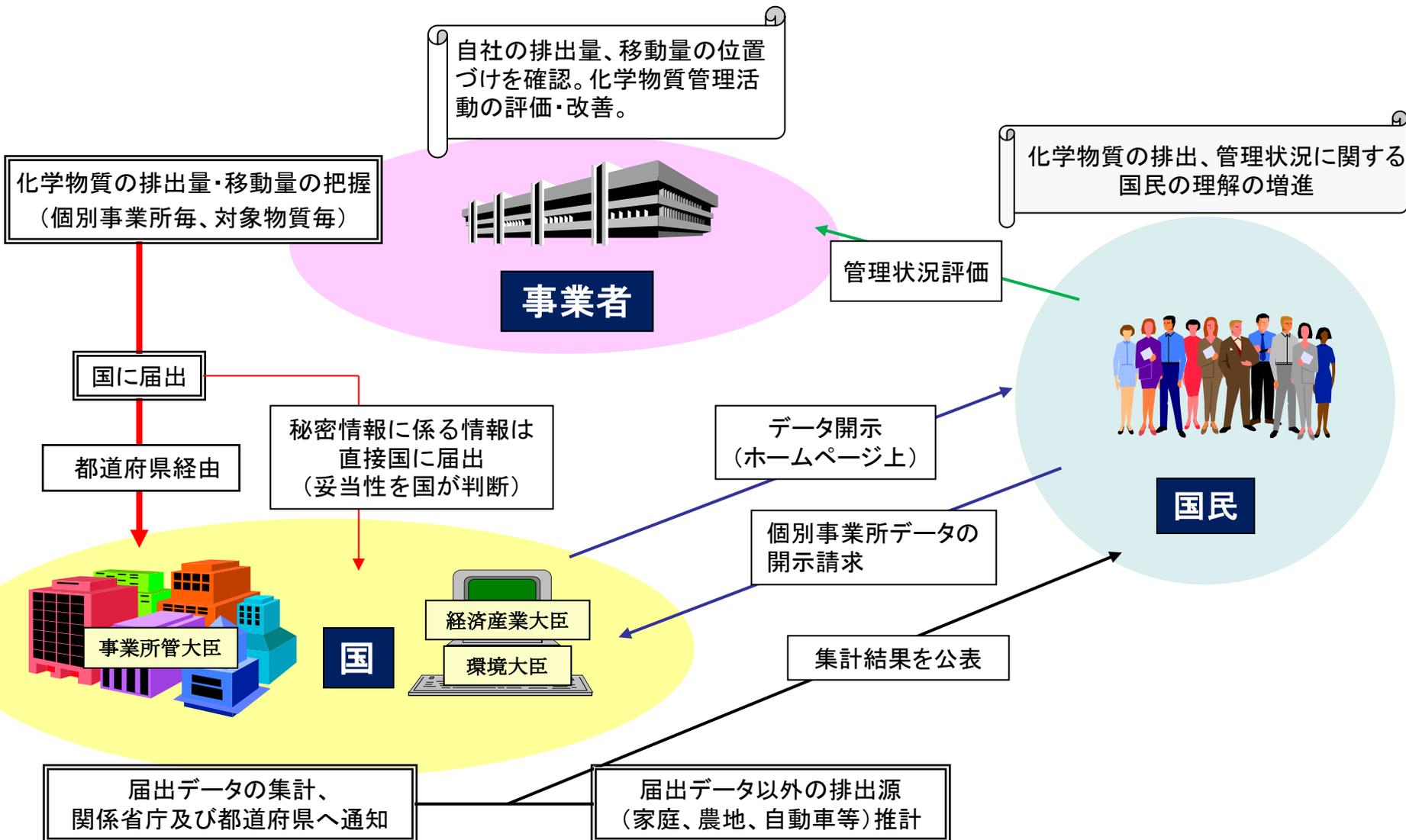
附 則

PRTR制度とは

PRTR: **P**ollutant **R**elease and **T**ransfer **R**egister
(化学物質排出移動量届出制度)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について
- 環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を
- 事業者が自ら把握して行政庁に報告
- 行政庁は事業者からの届出や統計資料等を用いた推計に基づき
- 排出量・移動量を集計・公表する仕組み

PRTR制度の体系



PRTR制度の意義

- ① 環境保全上の基礎データ
- ② 行政による化学物質対策の優先度決定
- ③ 事業者による自主的な管理の改善の促進
- ④ 国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進
- ⑤ 環境保全対策の効果・進捗状況の把握

PRTR対象物質①

PRTR対象物質

「第一種指定化学物質」(462物質)

※平成22年度把握から

○有害性(ハザード)＋暴露可能性に着目して選定

※有害性＝人の健康、動植物の生息・生育、オゾン層破壊

○薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)、化学物質審議会(経済産業省)、中央環境審議会(環境省)の意見を聴いて政令で指定

PRTR対象物質②

うち、発がん性等が認められるもの

「特定第一種指定化学物質」(15物質)

※平成22年度把握から

石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1, 3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド

※製品の要件、年間取扱量の要件が異なるので注意

PRTR届出対象事業者の要件(1)

PRTR対象事業者

「第一種指定化学物質等取扱事業者」

事業者単位

- ①業種 : 24の業種
- ②事業者規模 : 常用雇用者数21人以上

事業所単位

- ③年間取扱量等 : 1t以上の事業所
(特定第一種指定化学物質は0.5t以上)
又は
特別要件を満たす施設がある事業所

PRTR届出対象事業者の要件(2)

○24の業種

金属鉱業

原油・天然ガス鉱業

製造業

電気業

ガス業

熱供給業

下水道業

鉄道業

倉庫業

石油卸売業

鉄スクラップ卸売業

自動車卸売業

燃料小売業

洗濯業

写真業

自動車整備業

機械修理業

商品検査業

計量証明業

一般廃棄物処理業

産業廃棄物処分業

高等教育機関

自然科学研究所

医療業※

※医療業は平成22年度把握分から

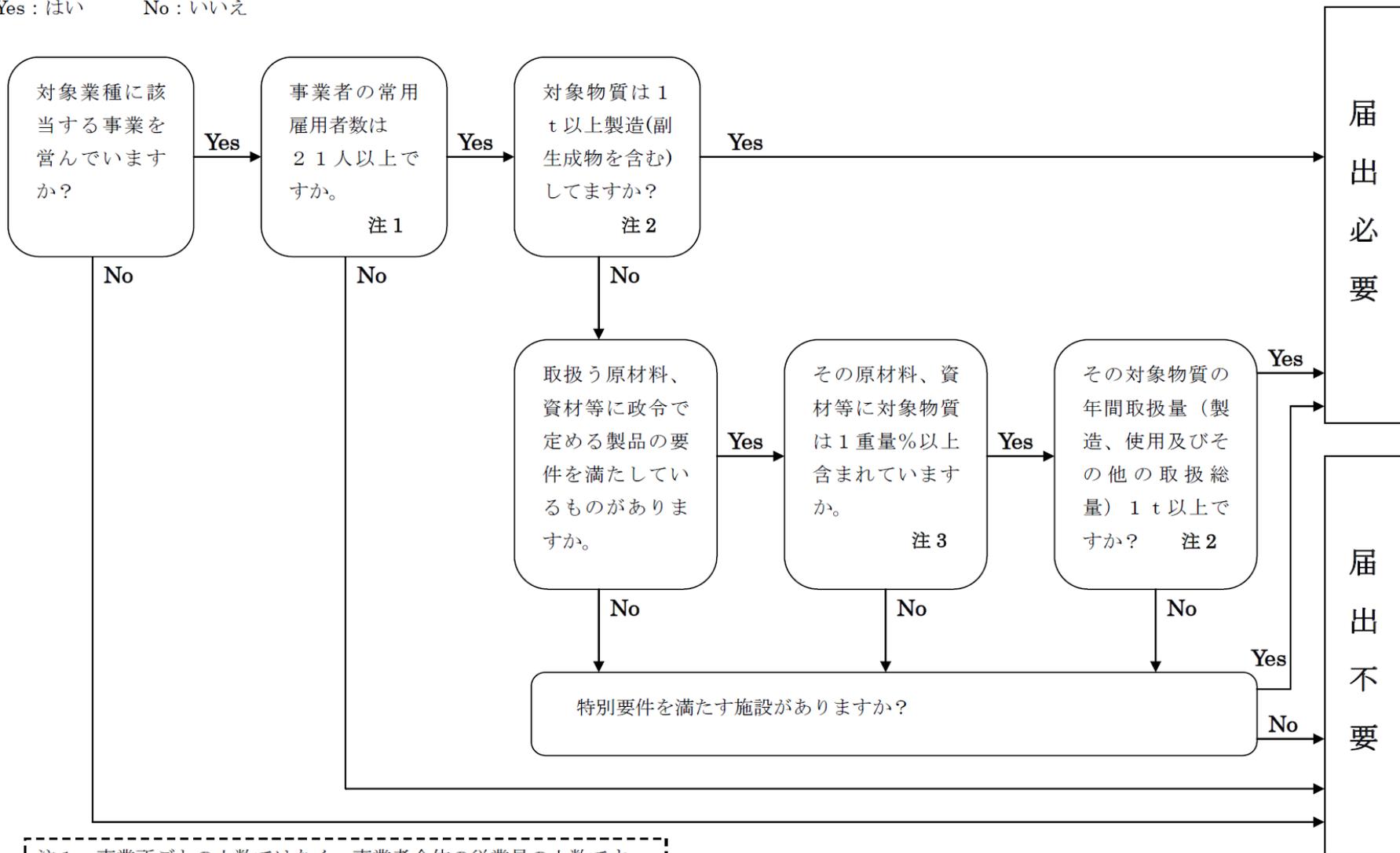
○特別要件施設

- ・ 鉱山保安法上の関連施設
- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

取扱量に関係なく。

PRTR届出対象事業者確認フロー

Yes : はい No : いいえ



注1 事業所ごとの人数ではなく、事業者全体の従業員の人数です。

注2 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.5 t/年

注3 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.1 重量%

特別要件施設の場合(例)

- 下水道終末処理場
→水質汚濁防止法排水基準項目の30物質
- ダイオキシン類特別措置法対象施設
→ダイオキシン類
- 水質汚濁防止法の特定施設に該当する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設→水質汚濁防止法排水基準項目の30物質

※重複あり

(ダイオキシン類対象の焼却炉があれば、下水道終末処理施設は、ダイオキシン類も対象となる)。

把握する排出量等の区分

事業所ごとに以下の区分に従い、算出・把握

○排出量

1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壌への排出
4. 当該事業所における埋立処分

○移動量

1. 下水道への移動
2. 当該事業所の外への移動

算出・把握方法

毎年度(4月1日～翌年3月31日)、次のいずれかの方法で排出量・移動量を算出・把握

1. 物質収支を用いる方法
2. 実測値を用いる方法
3. 排出係数を用いる方法
4. 物性値を用いる方法
5. その他の的確に算出できると認められる方法

行政庁への届出

算出・把握した排出量・移動量を事業所の所在地を管轄する都道府県等経由で国に届出

○届出期間

毎年4月1日～6月30日

(6月30日が土日の場合は、次の月曜日まで)

○届出方法

- ① 電子届出(インターネット又はダイヤルアップ接続)
- ② 磁気ディスク(FDなど)による届出
- ③ 書面による届出

国による集計・公表

○届出事項の集計の方法

第一種指定化学物質名及び以下の項目ごとに集計し、
公表

- ① 都道府県
- ② 業種
- ③ 都道府県及び業種
- ④ 業種及び従業員数
- ⑤ 都道府県、業種及び従業員数

開示請求

○個別事業所データは開示請求に応じて開示

○開示請求は、誰でも可能

手数料の額(例)

用紙にプリントアウトしたものの交付

用紙1枚につき 20円

請求があった年度のすべてのデータをCD-Rに複写したものの交付

2,900円

○ 個別事業所データについて、ホームページ上に公表(H20～)

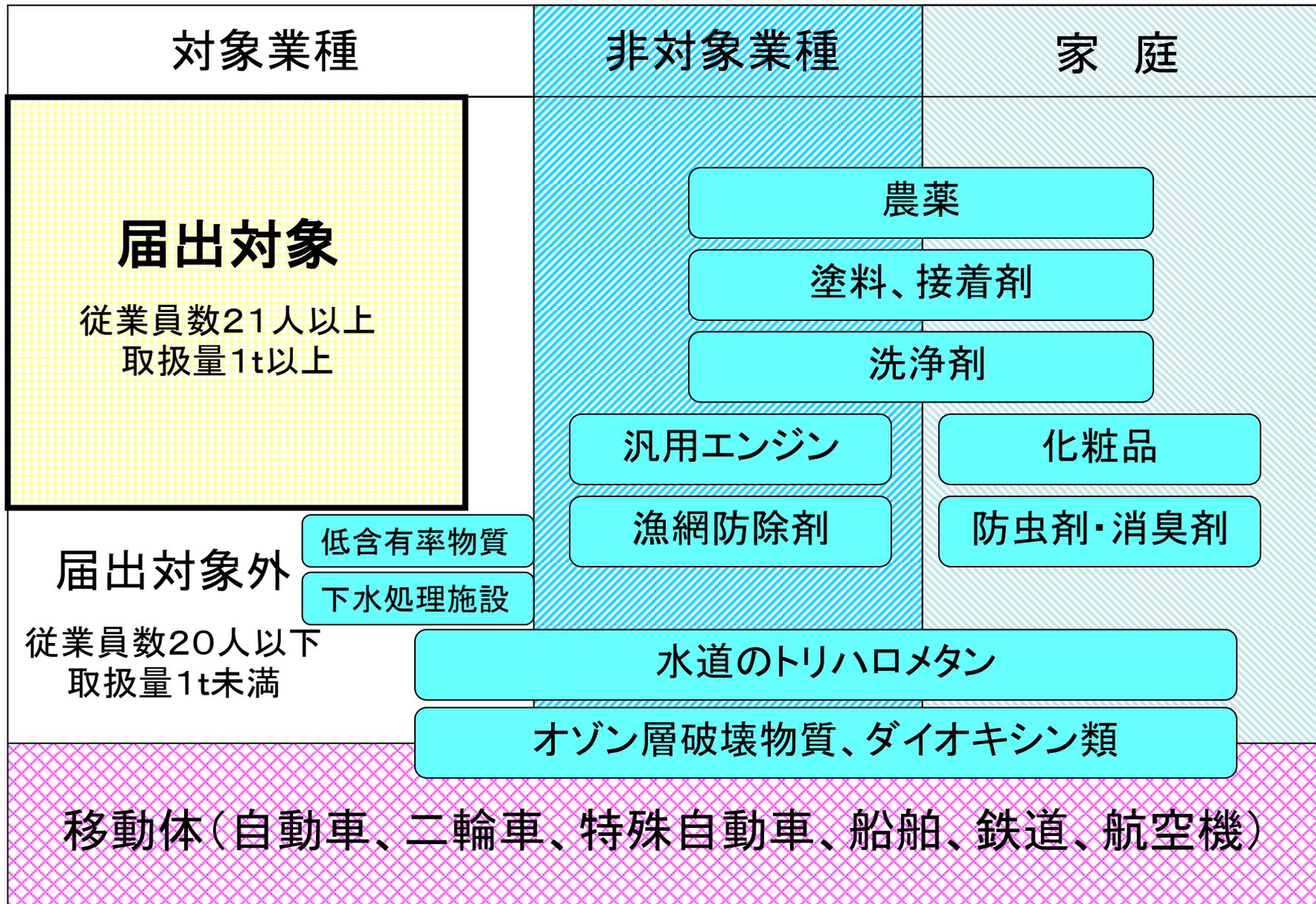
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

罰則

- ・PRTRの届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者

→過料(20万円以下)

PRTRの届出・集計区分



法の施行状況

- 平成11年7月 化学物質排出把握管理促進法の公布
- 平成13年4月～ 年間取扱量5トン以上の事業者による排出量等の把握開始
- 平成14年4月～ 事業者からの排出量等の届出開始
- 平成15年3月20日 第1回集計結果(平成13年度分)の公表
- 平成15年4月～ 年間取扱量1トン以上の事業者による排出量等の把握開始
- 平成16年3月29日 第2回集計結果(平成14年度分)の公表
- 平成17年3月18日 第3回集計結果(平成15年度分)の公表
- 平成18年2月24日 第4回集計結果(平成16年度分)の公表
- 平成19年2月23日 第5回集計結果(平成17年度分)の公表
- 平成20年2月22日 第6回集計結果(平成18年度分)の公表
- 平成21年2月27日 第7回集計結果(平成19年度分)の公表
- 平成21年10月～ 新規対象化学物質による運用開始((M)SDS)
- 平成22年2月26日 第8回集計結果(平成20年度分)の公表
- 平成22年4月～ 新規対象化学物質による運用開始(PRTR)
- 平成23年2月24日 第9回集計結果(平成21年度分)の公表
- 平成23年4月～ 新規対象化学物質による届出開始(PRTR)
- 平成24年3月13日 第10回集計結果集計(平成22年度分)の公表
※新規対象化学物質によるはじめての集計結果の公表
- 平成25年2月28日 第11回集計結果(平成23年度分)の公表
- 平成26年3月6日 第12回集計結果(平成24年度分)の公表
- 平成27年3月6日 第13回集計結果(平成25年度分)の公表
- 平成28年3月4日 第14回集計結果(平成26年度分)の公表
- 平成29年3月3日 第15回集計結果(平成27年度分)の公表
- 平成30年3月2日 第16回集計結果(平成28年度分)の公表
- 平成31年3月5日 第17回集計結果(平成29年度分)の公表

参考

PRTRインフォメーション広場

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

電子届出関係のホームページ

(電子届出の案内、電子届出申請様式など)

<http://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>